

第1回福井県嶺南地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：平成30年6月11日（月）13:30～

場 所：リブラ若狭 2階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成30年度事業計画（案）および収支予算（案）について

(2) 福井県嶺南地域公共交通活性化協議会財務規程（案）について

(3) 網計画策定に向けた今後の進め方について

(4) その他

4 閉 会

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会委員名簿

| 役員 | 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------------|----------------|--------|-----------------|
| 委員 | 福井大学大学院 | 准教授 | 川本 義海 | 会長 |
| 委員 | 福井県 | 企画幹 | 龍田 光幸 | |
| 委員 | 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 | 企画課長 | 岩谷 忍 | |
| 委員 | 福井鉄道株式会社 | 自動車部長 | 福山 真也 | |
| 委員 | 西日本ジェイアールバス株式会社 | 近江今津営業所長 | 河原田 豊則 | 欠席 |
| 委員 | 京都交通株式会社 | 舞鶴営業所長 | 河本 行彦 | 欠席 |
| 委員 | 大和交通株式会社 | 常務 | 今村 治義 | |
| 委員 | 敦賀市 | ふるさと創生課長 | 中野 義夫 | |
| 委員 | 敦賀市 | 生活安全課長 | 仲野 広信 | |
| 委員 | 敦賀市 | 観光振興課長 | 大南 祐之 | |
| 委員 | 小浜市 | 人口増未来創造課長 | 東野 克拓 | |
| 委員 | 小浜市 | 北陸新幹線・総合交通推進室長 | 角野 寛 | |
| 委員 | 小浜市 | 商工観光課長 | 田中 正俊 | 欠席 |
| 委員 | 美浜町 | 企画政策課長 | 堀田 高史 | 監事 代理:村上課長補佐 |
| 委員 | 美浜町 | 住民環境課長 | 田辺 正 | |
| 委員 | 美浜町 | 商工観光課長 | 今安 宏行 | |
| 委員 | 高浜町 | 総合政策課長 | 永禮 義己 | 監事 代理:中川課長補佐 |
| 委員 | 高浜町 | 産業振興課長 | 富永 輝生 | |
| 委員 | おおい町 | 総合政策課長 | 治面地 紀知 | |
| 委員 | おおい町 | 総務課長 | 反田 志郎 | |
| 委員 | おおい町 | 商工観光振興課長 | 池野 弘一 | |
| 委員 | 若狭町 | 総合戦略課長 | 泉原 功 | |
| 委員 | 嶺南広域行政組合 | 次長 | 南部 晴彦 | |

| | | | | |
|--------|------------------|-------------|-------|------------|
| オブザーバー | 国土交通省中部運輸局鉄道部 | 計画課長 | 加藤 恒昭 | |
| オブザーバー | 国土交通省中部運輸局福井運輸支局 | 主席運輸企画専門官 | 小中 太 | |
| オブザーバー | 舞鶴市 | 企画政策課長 | 松岡 幸治 | 代理:泉交通政策係長 |
| オブザーバー | 嶺南振興局 | 若狭観光・地域振興室長 | 山本 源宏 | 欠席 |
| オブザーバー | 嶺南振興局 | 二州観光・地域振興室長 | 高鳥 幸和 | |

| | | | | |
|-----|---------------|----------|--|--|
| 事務局 | 福井県 | 交通まちづくり課 | | |
| 事務局 | 嶺南6市町企画担当課 1名 | | | |

日時：平成30年6月11日（月）13時30分～

場所：リブラ若狭2階 講堂

入口

受付

川本委員

堀田委員

龍田委員

岩谷委員

永禮委員

田辺委員

福山委員

河原田委員

富永委員

今安委員

河本委員

今村委員

治面地委員

泉原委員

中野委員

東野委員

反田委員

南部委員

仲野委員

角野委員

池野委員

大南委員

田中委員

事務局

オブザーバー

随行者

スクリーン

平成30年度事業計画（案）

- 1 会議の開催
 - (1) 協議会の開催（3回）
 - ・地域公共交通網形成計画の策定に関する協議
 - ・ワーキング等からの報告、提案に関する協議
 - (2) ワーキング等の開催
 - ・必要に応じて、テーマを設定し開催

- 2 圏域の地域公共交通調査等の事業
 - (1) 圏域及び地域公共交通の現況調査
 - (2) 小浜線・バス利用者の利用実態調査
 - (3) 圏域の住民アンケート（ニーズ）調査
 - (4) 医療機関、商業施設等利用者への調査

- 3 地域公共交通網形成計画の策定に向けた交通施策の検討

平成30年度収支予算(案)

〔 自 平成30年4月6日
至 平成31年3月31日 〕

収入の部

(単位:円)

| 科 目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較増減 | 備 考 |
|----------|------------|-------|------|----------------|
| 負担金 | 7,581,000 | | | |
| 福井県 | 3,790,000 | | | |
| 嶺南広域行政組合 | 3,791,000 | | | 嶺南6市町負担分 |
| 補助金 | 7,580,000 | | | |
| 国 | 7,580,000 | | | 地域公共交通確保維持改善事業 |
| 繰越金 | 0 | | | 前年度繰越金 |
| 雑入 | 0 | | | 預金利息等 |
| 収入合計 | 15,161,000 | | | |

支出の部

(単位:円)

| 科 目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較増減 | 備 考 |
|------|------------|-------|------|-------------------|
| 運営費 | 130,000 | | | 協議会開催経費 |
| 会議費 | 50,000 | | | |
| 事務費 | 80,000 | | | |
| 事業費 | 15,000,000 | | | 地域公共交通網形成計画策定支援業務 |
| 予備費 | 31,000 | | | |
| 支出合計 | 15,161,000 | | | |

議案 第2号

「福井県嶺南地域公共交通活性化協議会」財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県嶺南地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務及び会計処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国・関係地方公共団体からの支出金（以下「行政支出金」という。）及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮り承認を得るものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算の流用)

第5条 会長は、前条の規定に関わらず、必要に応じて、歳出予算の流用を行うことができるものとする。

(予算の区分)

第6条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に掲げる以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、福井銀行県庁支店に協議会の口座を開設し、預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会事務局長を協議会出納員に命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(専決事項)

第9条 財務に関する事務について、協議会に諮るいとまがないときは、会長は専決処分を行うことができる。

2 専決処分を行ったときは、会長は速やかに協議会に報告するものとする。

(収入及び支出の手続き)

第10条 協議会出納員は、次の各号に定める帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算及び決算書類

(2) 会計帳簿及び会計伝票

(3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）

(4) その他書類

2 前項各号に定める帳簿書類の様式は、会長が別に定める。

(帳簿書類の保存)

第11条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から5年とする。ただし、国又は地方公共団体から補助金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

(会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票（以下「会計伝票」という。）により行うものとする。

2 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

3 会計伝票は、作成者が押印した上で、協議会出納員の承認印を受けなければならない。

(預貯金証書等の保管)

第13条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(決算等)

第14条 協議会出納員は、毎事業年度終了後速やかに決算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の決算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該決算書類に監査結果を添えて協議会に提出し、その承認を得るものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務及び会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年6月 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入 |

別表第2（第6条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|----------------|----------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 2 事務費 | 1 会議費 2 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |